

参考資料

- 1 計画策定の経緯
- 2 用語集



Ⅰ 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、「策定検討委員会」及び「庁内策定検討委員会」を開催しました。会議の開催状況や調査の実施状況等の経緯を以降に掲載します。

Ⅰ.Ⅰ 策定検討委員会

(1) 大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会名簿

委員長	山口 純哉	長崎大学 経済学部 地域・経済政策 准教授
副委員長	片山 健介	長崎大学 総合生産科学域（環境科学系）教授
委員	入江 詩子	ORGANIC & COMMUNICATION LAB. 代表
委員	日高 靖郎	大村市町内会長会連合会 会長
委員	酒井 辰郎	大村市タクシー協会 会長
委員	時 忠之	大村商工会議所 副会頭
委員	寿々木 優志	(公社)大村青年会議所 副理事長
委員	永江 初	(一社)長崎県建築士会大村支部 理事
委員	重松 泰子	(公社)長崎県宅地建物取引業協会大村支部 副支部長
委員	田川 美智代	大村市連合婦人会 会長
委員	竹里 三津子	大村商工会議所 女性会 直前会長
委員	川竹 幸	長崎県中央農業協同組合 理事
委員	有川 晃治	(福)大村市社会福祉協議会 会長
委員	野口 晶子	公募市民
委員	林田 佐重喜	公募市民
委員	川村 清乃	公募市民
委員	金井 仁志(本田 卓)	長崎河川国道事務所 所長
委員	松石 豊樹(吉岡 健)	長崎県大村警察署 交通課長
委員	田坂 朋裕(植村 公彦)	長崎県土木部 都市政策課長
委員	鈴田 健(近藤 薫)	長崎県県央振興局 建設部長

(2) 策定までの経緯

令和2年度		
10月20日	第1回策定検討委員会	・立地適正化計画の策定について
1月22日	第2回策定検討委員会	(都市計画マスタープランに関する内容)
3月19日	第3回策定検討委員会	(都市計画マスタープランに関する内容)
令和3年度		
10月19日	第4回策定検討委員会	・立地の適正化により解決すべき課題について ・立地適正化計画の基本的な方針等について ・居住誘導区域の設定について ・都市機能誘導区域及び誘導施設の設定について
11月26日	第5回策定検討委員会	・防災指針(地区ごとの防災上の課題の整理等)について
12月24日	第6回策定検討委員会	・防災指針(具体的な取り組み等)について ・計画を実現化するための施策の方針について ・目標値の設定について
2月15日 ~3月4日	第7回策定検討委員会 (書面開催)	・立地適正化計画素案について
3月15日	第8回策定検討委員会	・立地適正化計画(案)について

1.2 庁内策定検討委員会

(1) 大村市都市計画マスタープラン等庁内策定検討委員会名簿

委員長	副市長	委員	市民環境部長
委員	都市整備部長	委員	福祉保健部長
委員	大村市理事	委員	こども未来部長
委員	大村市技監	委員	産業振興部長
委員	企画政策部長	委員	教育次長
委員	総務部長	委員	上下水道局次長
委員	財政部長		

(2) 策定までの経緯

令和2年度		
9月24日	第1回庁内策定検討委員会	・立地適正化計画の策定について
11月26日	第2回庁内策定検討委員会	(都市計画マスタープランに関する内容)
12月24日 1月6日	第3回庁内策定検討委員会	(都市計画マスタープランに関する内容)
2月9日 2月22日	第4回庁内策定検討委員会	(都市計画マスタープランに関する内容)
令和3年度		
7月2日	第5回庁内策定検討委員会	・立地の適正化により解決すべき課題について ・立地適正化計画の基本的な方針等について
7月29日	第6回庁内策定検討委員会	・立地適正化計画の基本的な方針等について ・居住誘導区域の設定について ・都市機能誘導区域及び誘導施設の設定について
8月26日	第7回庁内策定検討委員会	(都市計画マスタープランに関する内容)
10月28日	第8回庁内策定検討委員会	・防災指針(地区ごとの防災上の課題等)について
11月11日	第9回庁内策定検討委員会	・防災指針(地区ごとの防災上の課題等)について
11月25日	第10回庁内策定検討委員会	・防災指針(具体的な取り組み等)について ・計画を実現化するための施策の方針について ・目標値の設定について
12月20日	第11回庁内策定検討委員会	・防災指針(具体的な取り組み等)について ・計画を実現化するための施策の方針について ・目標値の設定について
1月11日	第12回庁内策定検討委員会	・立地適正化計画素案について
1月25日	第13回庁内策定検討委員会	・立地適正化計画素案について

1.3 その他

(1) 策定までの経緯

令和2年度		
10月15日 ～11月6日	市民アンケート調査の実施	・配布：3,000票、回収：1,268票、回収率42.3%
令和3年度		
2月14日	市議会	・立地適正化計画素案について
2月15日 ～3月7日	パブリックコメント	・立地適正化計画素案について
3月23日	都市計画審議会	・立地適正化計画(案)について

2 用語集

【ア行】

アクセス (P23)

ある場所へ到達する経路またはその手段。

大村市総合計画 (P19)

今後の市政運営の基本方針となるもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成される。「基本構想」は、本市がめざす将来の都市像を描き、その実現のための基本目標、施策の大綱を明示。「基本計画」は、基本構想に従い、分野別の計画体系を示して、取り組むべき施策を位置づけるとともに、達成すべき具体目標を明らかにする。

「実施計画」は、基本計画に従い、具体的な事業の展開を定めるもの。

【カ行】

勧告 (P65)

届出を行ったものに対して、行政側が改善に向けた働きかけを行うことで、強制ではなく推奨する行為のこと。

既存ストック (P12・P24)

都市を形成する上で、これまで時間をかけて蓄積されてきた道路や橋梁、給排水施設などの都市基盤や市街地、公共公益施設などの人工物に対する総称。

公共交通利用圏域 (P11)

公共交通機関の利用が可能とされる圏域のことで、駅から800m、バス停から300mの圏域内を指す。

交通結節点 (P6)

鉄道の駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などを相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎする場所。

公的不動産 (PRE) (P63)

国や地方公共団体が保有する不動産 (Public Real Estate) のこと。

高齢化率 (P7)

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

国勢調査 (P7)

日本国内に住む全ての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に1度実施する統計調査のこと。

コミュニティ交通 (P61)

公共交通が利用しづらい地域の人々の生活を支えるため、地域が主体となり、乗合タクシーなど身近な交通手段を活用することで運営する交通のこと。

コンパクトプラスネットワーク (P66)

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地などへの機能集約によって、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市を目指す政策のこと。

【サ行】

持続可能 (PI)

将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で、環境を利用し、人々の欲求を満たしつつ社会的発展を進めようとする概念。

シティプロモーション (P65)

自治体が、観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動のこと。

人口集中地区 (DID) (P9)

国勢調査の基本単位区で、①人口密度が4,000人/km²以上であり、②隣接する基本単位区との人口合計が5,000人以上となる地区のこと。

生活利便施設 (P63)

市民の生活において日常的に利用する頻度が高い施設のこと。

【タ行】

地域コミュニティ (P61・P65)

地域住民が地域と関わり合いながら生活する中で、住民相互の交流が行われている地域社会のこと、もしくは地域住民の集団のこと。

地域地区 (P28)

都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地などの土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、建ぺい率・容積率などを定めた13種類の用途地域の他に、建築物の高さの最高・最低限度を定めた高度地区などがある。

地域包括ケアシステム (P55)

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築する施策のこと。

地区計画 (P63)

地区の特性に応じた良好な都市環境の整備と保全を図るため、道路、公園などの施設の整備、建築などに関し、必要な事項を一体的かつ総合的に定め、良好なまちづくりのルールを都市計画法によって定めるもの。

通所系 (P18)

地域住民が施設を利用する場合に、その施設まで自力で通うことを基本とした営業形態のこと。

低未利用地 (P23)

土地利用がなされていないもの（未利用地）または個々の土地の立地条件に対して利用形態が適切でないもの（低利用地）をいう。

都市機能 (P2)

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化など、都市での生活を支えるサービスを提供する機能のこと。

都市計画基礎調査 (P7)

都市計画法第6条に基づき行う基礎調査のこと。概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査する。

都市計画区域 (P4)

市町村の中心の市街地を含みかつ自然的、社会的条件、人口・土地利用、交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

都市計画区域マスタープラン (P3)

都市計画法第6条の2に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、県が市町村を超える広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

都市計画道路 (P28)

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動と良好な都市環境を確保するため、都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。

都市計画マスタープラン (P20)

都市計画法第18条の2に基づき、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、市町村が都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針など、より地域に密着した都市計画の基本的な方針を定めるもの。

都市的土地利用 (P9)

主として都市における生活や活動を支えるため、整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。

【ナ行】

乗合タクシー (P23)

10人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。

【ハ行】

風致地区 (P28)

都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建ぺい率、高さ）などを規制する地区。

扶助費 (P12)

社会保障制度の一環として、高齢者や児童、障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

【マ行】

まちなか (P23)

本計画において定める都市拠点、地域拠点、地区拠点など、市民生活の中心となる場。

【ヤ行】

用途地域・用途白地地域 (P27・P37)

都市計画法に基づく地域地区の一種。快適で住み良い環境づくりを行い、住居・商業・工業などの適性配置による機能的な土地利用を実現するため、13種類の用途地域を定めている。また、都市計画区域のうち、用途地域が指定されていない地域を用途白地地域という。

【ラ行】

ライフスタイル (P23・P24)

生活行動の様式、生活に対する価値観の型。

【A-Z】

UIJ ターン (P65)

Uターン、Iターン、Jターンの総称。Uターンとは、出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻る。Iターンとは、出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。Jターンとは、出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る。

大村市立地適正化計画

令和4年3月

【編集・発行】大村市 都市整備部 都市計画課

〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地

TEL : 0957-53-4111

